

愛媛県共同募金会新居浜市支会における地域配分金助成実施要項

1. 目的

社会福祉法人愛媛県共同募金会(以下「県本会」という。)支会規程第1条に基づき設置する、愛媛県共同募金会新居浜市支会(以下「新居浜市支会」という。)の地域配分金助成(以下「助成」という。)の申請、決定、交付、報告等、手続きに関して必要な事項を定めるものとする。

2. 助成の基本方針

県本会で定める共同募金配分要綱及び配分基準に準拠し、地域福祉の向上を目的とした活動や、地域福祉コミュニティづくりのための活動等、地域住民の要請と時代に即した事業に助成する。

3. 助成対象の要件

新居浜市内を活動範囲とし、次の各号の要件を満たしていること。

- (1) 助成を受けようとする活動や事業に要する資金の確保に困難をきたしていること。
- (2) 構成員が10人以上で、3分の2以上の者が市内に在住していること。
- (3) 自主性、非営利、公開を原則としていること。
 - ・ 自主性 特定の企業、政党、宗教団体などから独立して運営、活動していること。
 - ・ 非営利 その活動や事業から生じる利益を構成員に分配しないこと。
 - ・ 公 開 活動や事業の内容や財務の状況を自ら積極的に公開していること。

4. 助成対象とする事業と助成金

- (1) 新居浜市社会福祉協議会(以下「新居浜市社協」という。)が実施する市民全体を対象とした事業への助成金は、地域配分金の50%以上とする。ただし、地域配分金の70%を超えないものとする。
- (2) 福祉関連分野における多様な団体やボランティアグループ等が実施する、児童、障がい者、高齢者等への身近な福祉サービス、支援活動事業への助成金は、所属する会員数が1,000人以上の団体は10万円以内、その他の団体は5万円以内とする。
- (3) 新居浜市内の小学校、中学校、高等学校が実施するボランティア活動普及に関する事業への助成金は、1校につき2万円以内とする。
- (4) 新居浜市社協支部が実施する地域課題の解決を目指した新たな事業への助成金は、1支部10万円以内とする。
- (5) 新居浜市社協大島支部及び別子山支部が実施する地域福祉を安定的かつ実践的に展開する事業への助成金は、1支部10万円以内とする。
- (6) 前年度の赤い羽根共同募金(戸別募金並びに地域大口募金)の校区目標額に対し、超過した募金全額を校区(新居浜市社協支部)に還元する。

5. 助成対象としない事業

- (1) 他の助成を受けている事業
- (2) 介護保険サービス事業
- (3) 障がい福祉サービス事業
- (4) 趣味活動の延長としての慰問活動等

6. 助成対象とする費用

- (1) 印刷製本費
- (2) 通信運搬費
- (3) 旅費交通費
- (4) 講師謝金〔1回あたりの謝金単価が5万円以下(税込)〕
- (5) 消耗品費 等

7. 助成対象としない費用

- (1) パソコン、ビデオカメラ等汎用性のある事務通信機器
- (2) 飲食費（懇親会費、弁当代含む）、人件費に類するもの
- (3) 事業者自身への謝金、手当等
- (4) 経済的合理性のない積算に基づく旅費交通費
- (5) 自団体のユニフォーム製作費用
- (6) 個人の資格取得に要する費用
- (7) 研修旅行費
- (8) 建物の増改築等の施設整備費
- (9) 事務所となる家屋、部屋の借上料
- (10) 市民の理解を得られない贅沢品等

8. 事業実施期間

申請時期の翌年度とする。（4月1日～3月31日）

9. 審査選考

- (1) 審査選考は、新居浜市支会が行い助成額を決定する。
- (2) 利益相反に関する事案、または新居浜市支会において判断が困難な申請事案については、最終的には県本会の判断を新居浜市支会の意思決定とみなすものとする。

10. 申請方法

申請書（第1号様式）、事業計画書（第2号様式）、収支予算書（第3号様式）に必要な事項を記入し、新居浜市支会に提出する。

ただし、共同募金地域還元配分事業は除くものとする。

応募期間は、毎年10月1日～11月30日とする。

1 1. 助成金の交付

新居浜市支会長は、審査選考の結果を交付決定通知書（第4号様式）により通知する。

助成金は事業完了後、新居浜市支会長が指定する期日までに請求書（第5号様式）、事業報告書（第6号様式）、収支決算書（第7号様式）の提出が行われた後、交付するものとする。

1 2. 助成の明示

この要項により助成を受けた事業は、新居浜市支会が指定する方法で「赤い羽根共同募金」の地域配分金の助成を受けたことを明示しなければならない。

附 則

1 この要項は、令和8年4月1日から施行する。

2 共同募金の配分による助成金に関する要綱、新居浜市社会福祉協議会支部小地域福祉力向上事業助成金交付要綱、新居浜市社会福祉協議会大島支部及び別子山支部運営助成金交付要綱、児童・生徒ボランティア活動普及事業【福祉協力校】実施要項は、本要項施行の日をもって廃止する。